

令和5年度

監 査 報 告 書

定 期 監 査

上川北部消防事務組合監査委員

# 目 次

1	監査の種類	1
2	監査の範囲	1
3	監査の実施期間	1
4	監査の対象部署、対象事務の範囲及び対象期間	1
5	監査の方法	1
6	監査の実施方針及び着眼点	1
7	実施状況	3
8	監査の結果	3
	むすび	5

上北消監第6号  
令和6年2月21日

上川北部消防事務組合  
管理者 加藤剛士様  
上川北部消防事務組合議会  
議長 山田典幸様

上川北部消防事務組合  
監査委員 岡川進  
監査委員 高野美枝子

令和5年度定期監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和5年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

## 定期監査

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく財務監査（定期監査）

### 2 監査の範囲

令和4年7月1日から令和5年6月30日までに執行された事務。

### 3 監査の実施期間

令和5年10月13日から令和6年2月16日

### 4 監査の対象部署、対象事務の範囲及び対象期間

#### (1) 対象部署

消防本部、名寄消防署、下川消防署、美深消防署、中川消防支署、音威子府消防支署

#### (2) 対象事務の範囲

契約に関する事務及び事務処理におけるリスク管理の運用状況。

#### (3) 対象期間

令和4年7月1日から令和5年6月30日

### 5 監査の方法

対象部署の長に対して関係書類の提出を求め、条例・規則などとの照合・審査を実施し、必要に応じて関係職員の説明を求めた。

### 6 監査の実施方針及び着眼点

#### (1) 実施方針

令和5年度年間監査計画を踏まえ、事務事業が法令等に適合し、適正かつ適切に執行されているかについて、行政監査の着眼点も含めて監査を実施する。

#### (2) 着眼点

ア 予算の執行が、法令等に照らして適正かつ効率的に行われているか。

(ア) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(イ) 支出決定は、正当な権限者により行われているか。

(ウ) 支払いは正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。

(エ) 支出負担行為に係る債務を確認したうえで支出しているか。

イ 契約事務について、法令等に照らして適正かつ公正に行われているか。

#### (ア) 入札

a 入札の公告、指名通知等の諸手続は適正かつ公正に行われているか。

b 入札条件及び内容が明確に示されているか。

c 設計書及び仕様書は適正に作成されているか。

d 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。

e 入札、再入札及び開札は公正に行われ、その記録は整備されているか。

f 入札金額の内訳を記載した書類の確認がなされているか。

g 落札者の決定は適正な手続等に基づき行われているか。

- h 入札保証金の取扱いは適正に行われているか。
  - i 入札不調に係るもので当初の条件を違法に変更しているものはないか。
  - j 市場価格、前例価格など他の事例と比較検討し、的確な予定価格を算定しているか。
- (イ) 随意契約
- a 随意契約による場合、その理由は適正か。
  - b 随意契約による場合は原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴するときは、その理由は適正か。
- (ウ) 契約締結
- a 議会の議決を要する契約について、仮契約を締結するなど必要な手続がとられているか。また、議決の前に仮契約で着手されているものはないか。
  - b 予算の配当額を超える契約及び配当前における契約はないか。
  - c 権限を超えた契約及び正当な理由がなく分割発注している契約はないか。また、決定権限を有しない者による契約はないか。
  - d 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
  - e 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。
  - f 契約保証金の取扱いは適正に行われているか。
- (エ) 契約の履行
- a 工事完成の時期、物品の納入時期、その他の契約の履行期限は守られているか。また、工事完了報告の時期は適正か。
  - b 物品は、契約書の規格、数量等に合致しているか。その他契約書どおりの履行はなされているか。
  - c 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。
  - d 監督及び検査、検収は適正に行われているか。
  - e 検査調書等検査記録は整備されているか。
- ウ 備品の購入・管理について、法令等に照らして適正かつ公正に行われているか。
- (ア) 物品の購入
- a 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕の事実のないものはないか。
  - b 物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。
  - c 在庫量は需要予測に基づき適正であるか。
  - d 特に年度末において当面必要としない物品を購入していないか。
- (イ) 備品の管理
- a 物品の保管方法、保管場所は適切に行われているか。
  - b 物品の保管にかかる管理点検体制は確立されているか。
  - c 有事の際に使用する物品の使用訓練は適切になされているか。
  - d 備品台帳は適正に整理されているか。
- エ 文書の処理方法及び諸帳簿の記帳整理並びに事業に係る制度の運用について、法令順守により適切に行われているか。

## 7 実施状況

監査対象部署	監査実施通知日	実査日	面接実施日
消防本部 名寄消防署 下川消防署 美深消防署 中川消防支署 音威子府消防支署	令和5年9月21日	令和5年10月25日	令和6年 1月18日

## 8 監査の結果

監査した限りにおいて、監査の対象とした事務はおおむね適正に処理されていると認められた。しかし、一部の事務処理において軽微な錯誤等が認められた。これらの錯誤等については、面接実施時において口頭により又は文書により是正等の対応を求めた。

なお、監査の対象とした事務事業の執行において留意及び措置が必要と認められる事項については、「監査の結果に関する報告等に関する取扱要領（令和2年監査委員訓令第2号）」に従って記載する。

指摘事項等の処理区分	
(1) 指摘事項（指導的事項を含む。）	
ア 改善（是正すべきもの）	
	(7) 法令等に違反するもの
	(イ) 公金の支出、契約又は財産管理に適正を欠くもの
	(ウ) 効率性、経済性又は有効性を欠くもの
	(エ) 故意又は過失により損害を与えたもの
	(オ) リスク（組織目的を阻害する要因をいう。以下同じ。）に対する措置が講じられていないもの
	(カ) その他、監査委員が、改善が必要と認めるもの
イ 検討	
	(7) 法令には違反しないが、リスクの発現を低い水準に抑えることができていない等検討を要するもの
	(イ) リスクへの対応に各部局間の調整等が必要なもの
	(ウ) 効率性、経済性又は有効性の観点から検討が必要なもの
(2) 注意	
	ア 軽易な誤り及び留意すべき事項であるもの
	イ 指摘事項には至らないが、妥当性又は適正を欠くもの
(3) 勧告（地方自治法第199条第11項及び上川北部消防事務組合監査基準第16条第2項に規定する勧告）	
	ア 第1号アの規定のうち、特に重大なもの
	イ 第1号アの規定のうち、著しく経済性、効率性又は有効性を欠くもの
	ウ 第1号ア又はイの規定のうち、至急改善を要するもの
	エ 第1号ア又はイの規定のうち、未措置であるもの又はリスクに対し措置を講じないもの
	オ その他監査委員が勧告相当と認めるもの

監査の結果は次のとおりである。

(1) 消防本部

ア 把握した事項

- (ア) 所管する事務のうち6件の支出について関係書類を確認した。
- (イ) 購入備品の管理状況について確認した。
- (ウ) 業務の執行体制について確認した。

イ 監査の結果

指摘事項なし。

(2) 名寄消防署

ア 把握した事項

- (ア) 所管する事務のうち20件の支出について関係書類を確認した。
- (イ) 購入備品の管理状況について確認した。
- (ウ) 業務の執行体制について確認した。

イ 監査の結果

指摘事項なし。

(3) 下川消防署

ア 把握した事項

- (ア) 所管する事務のうち13件の支出について関係書類を確認した。
- (イ) 購入備品の管理状況について確認した。
- (ウ) 業務の執行体制について確認した。

イ 監査の結果

指摘事項なし。

(4) 美深消防署

ア 把握した事項

- (ア) 所管する事務のうち18件の支出について関係書類を確認した。
- (イ) 購入備品の管理状況について確認した。
- (ウ) 業務の執行体制について確認した。

イ 監査の結果

指摘事項なし。

(5) 中川消防支署

ア 把握した事項

- (ア) 所管する事務のうち6件の支出について関係書類を確認した。
- (イ) 購入備品の管理状況について確認した。
- (ウ) 業務の執行体制について確認した。

イ 監査の結果

指摘事項なし。

(6) 音威子府消防支署

ア 把握した事項

(ア) 所管する事務2件の支出について関係書類を確認した。

(イ) 購入備品の管理状況について確認した。

(ウ) 業務の執行体制について確認した。

イ 監査の結果

指摘事項なし。

共通事項

本部をはじめ各署・支署で行われていた事務処理では、発注業務や契約時の手順、使用する書類様式などの統一が図られていないものが一部見受けられたことから、発注や契約は上川北部消防事務組合として行われることに留意し、各種様式の統一化や契約規則の改正などを本部が中心となり進めていただきたい。

むすび

令和5年度の定期監査では、関係書類の審査と併せ本部をはじめすべての署・支署へ出向いての往査によって、現状を把握することができた。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、人命救助や消火活動など災害時の対応において、消防による活動が果たす役割の大きさを改めて認識するものとなった。こうした活動からも住民が寄せる消防行政への期待はますます大きくなっており、本組合管内や近郊で発生する災害に備えた日頃の訓練や資機材の整備状況、広域での連携体制についても着目した監査を行った。

今回の往査によって、すべての署・支署において装備品の行き届いた管理と迅速な使用を考慮した保管のもと使用訓練が随時なされていることを確認できた。また、相互応援体制においては、管内はもとより近隣市町村との組織間で迅速な対応が可能となるよう日頃から協力・連携関係が構築されていることも確認でき、大いに評価するところであった。今後も住民の安心安全につながる体制を保持し、より強固な基盤づくりがなされることを望む。

事務処理においては、これまでの業務改善に向けた取り組みによって書類の不備が減少していることを評価したい。今後は、限られた人員の中での事務作業の効率化に向けて、会計事務の電算化や事務の共通化などを進め、職員の負担軽減が図られることを期待する。

引き続き、リスク管理の徹底と関係法令等の順守が業務の基本となることを念頭に、業務に取り組んでいただきたい。

以 上